

第5回 宮崎県都市計画審議会専門委員会

日時：令和7年7月7日（月）

13：55～15：15

場所：宮崎県庁7号館4階742号室

午後 1 時 55 分開会

○事務局 定刻前ですが、皆様おそろいですので、第 5 回宮崎県都市計画審議会専門委員会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課課長補佐の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7 名の委員のうち 6 名の委員の皆様に御出席を賜っております。なお、防災分野の村上委員におかれましては、用務の都合により本日は御欠席となっております。皆様、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、都市計画課の村岡から御挨拶を申し上げます。

○村岡都市計画課長 皆様、お疲れさまです。都市計画課長の村岡でございます。第 5 回宮崎県都市計画審議会専門委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は、とても暑い中、またお忙しい中、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政はもとより、県政全般にわたりまして多大な御理解と御協力をいただいております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日の会議では、昨年度着手いたしました県内 6 圏域におきます都市計画区域マスタープランの改定につきまして、事務局で素案を作成いたしました。こちらをお示しいたしまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

御存じのとおり、区域マスタープランは、将来目指すべきまちづくりに向け、中長期的な視点に立って定めます大変重要な計画でありますことから、委員の皆様には、本県の今後の都市計画のあるべき姿について十分御議論いただきますとともに、皆さんのそれぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料は、A 4 判で会議次第と委員名簿が両面になったもの、配席図、資料 1 といたしまして、見出しに「都市計画区域マスタープランの改定素案について」と書かれたもの、資料 2 といたしまして、全 6 圏域の新旧比較対照表、このほか、青色のドッチファイルに県の都市計画に関する基本方針など委員会に関する資料をとじ込んだものをお配りしております。

なお、参考資料といたしまして、都市計画審議会関係法令などをとじ込んだ黄色いファイルもお配りしております。こちらは会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いします。

資料は以上ですが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、早速本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行は、嶋本委員長にお願いしたいと存じます。嶋本委員長、よろしくお願いします。

○嶋本委員長 皆さん、こんにちは。暑い中ですが、審議のほうをお願いします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、皆様の御協力をお願いします。

まず、事務局から、本日の委員会の進め方について説明をお願いします。

○事務局 都市計画課計画担当の出井です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事について御説明いたします。

お手元にあります会議次第を御覧ください。本日の議事は、(1)「都市計画区域マスタープランの改定について」の1件でございます。事務局におきまして、これまでの都市計画審議会及び専門委員会での御意見を踏まえて、都市計画区域マスタープランの改定素案を作成しましたので、内容について説明させていただき、皆様から御意見をいただきたいと存じます。

なお、本日の専門委員会でいただいた御意見を含め、これまで当委員会において調査・検討いただいた事項につきましては、来月開催予定の第158回宮崎県都市計画審議会におきまして御報告させていただく予定としております。

事務局からは以上となります。

○嶋本委員長 では、ただいまの事務局の説明のとおり進めていきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○嶋本委員長 では、本日の議事であります「都市計画区域マスタープランの改定について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局 都市計画課計画担当の浅尾です。都市計画区域マスタープランの改定について御説明いたします。

本日の専門委員会では、1、都市計画区域マスタープランの概要、2、今回の調査検討事項について、3、都市計画区域マスタープランの改定素案について、御説明した後、一旦質疑等の時間を取らせていただきます。その後、4、区域区分（線引き制度）の設定方

針について御説明し、改定素案に対し皆様から御意見をいただきたいと考えております。

それでは、まず、都市計画区域マスタープランの概要について、前回の振り返りも兼ねて御説明いたします。

都市計画区域マスタープラン、いわゆる「区域マス」は、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市の基本的な方向性を示すもので、都市計画法第6条の2に基づき県が定める計画です。

区域マスは、国、県の策定する上位計画であります国土計画、宮崎県総合計画等の内容に適合するように定めます。記載する主な内容は、「都市計画の目標」、「区域区分の有無と定める際の方針」、「主要な都市計画の決定方針」となっております。この区域マスに基づき、市町はそれぞれの都市計画マスタープランを作成します。県や市町が策定するマスタープランに即した内容で、用途地域などの土地利用や、道路などの都市施設といった個別の都市計画を定めることとされております。これらのマスタープランは定期的に見直しをする必要があります。

次に、区域マスの役割について御説明します。

区域マスは、複数市町にまたがる都市計画区域がある場合、合併した市町村が複数の都市計画区域を含む場合、隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外との関係を広域的に調整する役割を持ちます。広域的な交通や各種施設の配置、河川流域における水災害等への対応等、都市計画に関する方針を全県的な視点から調整していく計画であります。広域調整を行う区域マスの策定手法として、県では、複数の都市計画区域で一体の区域マスを策定する手法を取っております。

次に、広域的な調整のため、区域マスは、宮崎県内にある18の都市計画区域を、日常生活などで一体性のある圏域として、右の図で色分けされている6つの圏域を設定しております。お手元の青のドッチファイルが現在の区域マスタープランで、それぞれ圏域ごとに6冊作成しております。

区域マスの記載内容です。区域マスは、第1章から第4章までで構成されております。第1章では、「基本的事項」として、全県的な都市計画の目標、将来の都市構造について。第2章では、「都市計画の目標」として、圏域ごとの都市計画の課題、将来の方向性、圏域ごとの都市活動の拠点について。第3章では、「区域区分の決定の有無及び定める際の方針」として、区域区分のありなしの判断、判断理由。また、区域区分ありの場合に必要な市街地の規模について。第4章では、「主要な都市計画の決定方針」として、県や市町が個

別の都市計画を決定する際の方針、また、市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針について、それぞれ記載しております。

次に、区域マスと市町マスの関係性について御説明します。

上の表を御覧ください。左側に記載のとおり、区域マスは、都市計画区域全域を対象として、一市町村を超える広域的観点から、区域区分等の都市計画の基本的な方針を定めるものです。その記載内容は、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、根幹的な都市計画に関する事項となります。一方、右側に記載している市町マスは、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、市町の定める都市計画の方針を定めるものであります。その記載内容は、市町内においておおむね完結する地域に密着した都市計画に関する事項となります。このため、区域マスは、都市計画に関する制度活用、施策の方針について、県全体を踏まえた圏域ごとの大枠の方針を記載することになります。

今回の主な改定する項目を御説明いたします。

赤字で示しております第3章の区域区分の有無、また市街地の規模、第4章の優先的に整備する都市施設について、このほか、前回改定以降の都市計画政策の動向に対応した改定を行います。

次に、今回の調査検討事項について御説明します。

今回の調査検討事項を御説明する前に、全体スケジュールについて簡単に御説明いたします。区域マスは、令和8年度初旬の改定・公表を目指しております。都市計画審議会専門委員会は全6回を予定しており、本日は第5回目の開催となります。2月に行われました専門委員会では、区域マスの改定の方向性について御説明させていただきました。今回は、区域マス改定の素案について御報告をさせていただき、御意見を伺いたいと存じております。なお、次回の第6回につきましては、この後開催される都市計画審議会、国との協議を経て出た御意見等を反映した改定原案について御意見をいただきたいと思いますと考えております。その後、3月の審議会に諮問する予定です。

ここで、前回の専門委員会の内容について御説明します。

前回の第4回専門委員会では、今後の調査検討に向けた情報提供として、都市計画基礎調査の結果に基づく宮崎県の現状、例えば人口や土地利用、経済や新築動向に関する事項などを説明し、都市計画区域マスタープランに関連する都市施策の状況や動向、都市計画区域マスタープランの改定の方針について御説明させていただきました。

改定の方針のうち、委員の皆様からは、都市緑地法の改正に関して、「緑地公園の全てにおいて保全するということを強調するのではなく、適材適所で気候変動に対応した緑地保全の正しい在り方を示してほしい」という御意見や、事前復興まちづくりに関して、「地域の支えになっている沿岸部の大きな産業について、被災後はどのように担保していく考えなのか」という御意見をいただいたところです。

それでは、本日の第5回専門委員会での調査審議事項の説明に戻ります。

今回は、事務局で作成しました改定素案、区域区分の決定の有無、定める際の方針について、専門委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

ここからは、都市計画区域マスタープランの改定素案について御説明します。

ここでは、名称の修正などの軽微な変更を除く、全圏域に共通して関わる事項を主に抜粋して説明します。

今回の改定に関して、改定素案に追加した新たな視点など、スライドに示している都市緑地法の改正、流域治水に関する改正、事前復興まちづくり、前回専門委員会での御意見、以上4つの項目について、施策の概要とそれに対応した改定素案を御説明します。

まず、都市緑地法の改正に関してです。

近年の気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、世界と比較して日本の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向にあることから、令和6年に都市緑地法が改正されました。本県においても、気候変動等の課題解決に向けて、緑地の質・量両面での確保が必要であると考えことから、都市緑地行政を一層推進するためのまちづくりの方針を追加することとしております。

都市緑地法に関する改定については、7か所において改定を考えております。第4章第1節から第4節が該当します。

各章各節の記載内容について御説明いたします。

まず、第4章第1節の各圏域における課題のうち、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針についてです。市街化区域、市街化調整区域及び非線引き区域の用途地域内外の土地利用における都市計画を定める際に、策定の段階から緑地の整備や保全について考慮することを明記します。

次に、第4章第2節の各圏域における都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針についてです。交通施設の交通体系の整備の方針として、道路の整備にあたっては、都

市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記します。交通施設と同様に、下水道及び河川の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記します。公園や緑地等については、国が定める「緑の基本方針」等、緑地保全等に関する基本方針や計画に基づき、整備・保全していくことを明記します。

また、第3節の各圏域における市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針についても、第2節と同様に、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記します。

ここで、都市緑地の市街地開発事業とはどのようなイメージか、参考に紹介させていただきます。スクリーンのほうに御注目ください。

こちらは、本日御出席いただいておりますB委員より御提供いただいた写真になります。令和元年に完成した熊本の中心市街地に位置する「さくらまちくまもと」は、バスターミナル、商業施設、ホテルなどから成る大型複合商業施設です。建物前面の歩行者空間、段丘状の商業デッキ、屋上広場に緑が配置されております。平成28年の熊本地震後、同年に策定された震災復興計画のプロジェクトの一つであり、災害復興、再開発の象徴ともいえる場所です。屋上の庭は、右下の写真のオレンジで囲っているんですけども、熊本城が見えるように視点場が工夫されており、様々な年代の方がくつろげる空間となっております。バスターミナルとの連携により県内外からのアクセスが抜群であり、地元熊本の食文化や工芸、企業を積極的に取り入れている、魅力が盛りだくさんの街のシンボル地となっております。

都市緑地法に関する改正についての説明は以上となります。

○事務局 計画担当の恩塚です。私からは、流域治水に関する改正について御説明します。

流域治水とは、河川、下水道管理者等による治水対策に加え、国、県、市町村や企業、住民といった河川流域に関わるあらゆる関係者が協働し、河川流域全体で水災害を軽減させる治水対策です。都市計画部局の協働では、災害リスク情報の活用、災害リスクの低いエリアへの誘導、災害リスクに対応した土地利用の検討などが挙げられます。国、県、市町村の施策や企業、住民の行う防災手段を適切に組み合わせることにより、ハード・ソフト両面からの効果的・効率的な水災害対策を実現するものです。

スライドには流域治水対策のイメージ図を示しています。流域治水対策は、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、

早期復旧・復興のための対策の3つの柱で構成されており、このうち②と③に都市計画部局が協働して進める対策について記載されています。これらの取組を継続するとともに、より一層多様な主体が連携して取り組むことで、災害に強い都市の形成を目指します。

この流域治水に関しては、近年、激甚化・頻発化する水災害に対応することを目的として、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるため、令和3年に「特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律」が整備され、特定都市河川浸水被害対策法や都市計画法などの流域治水に関する9つの法律が一体的に改正されました。

本県においても、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応が課題であることから、河川管理者等だけでなく、様々な関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策を行う流域治水において、より実効性を高め、強力に推進するためのまちづくりの方針を追加することとしております。

流域治水については、5か所において改定を考えています。第4章第2節、第5節が該当します。

改定箇所について御説明する前に、まちづくりに関する流域治水の取組事項について詳細に御説明します。

1つ目に、特定都市河川の指定についてです。「特定都市河川」とは、都市部を流れる一級河川及び二級河川において、その流域で著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、浸水被害防止が市街化の進展や河川周辺の地形等の条件により困難な箇所について、区間を限って国土交通大臣または都道府県知事が指定を行うものです。この特定都市河川に指定されると、流域水害対策計画を策定し、雨水貯留浸透施設の整備や保全調整池の指定など、様々な事項が可能となります。まちづくりや土地利用に関連する事項では、図にオレンジ色で示す「浸水被害防止区域」及び「貯留機能保全区域」の指定が可能となります。

スライド左側の図面は、特定都市河川における各種区域のイメージ図です。図面赤線で示します浸水被害防止区域とは、浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認することで、危険な区域の土地利用を規制する区域、いわゆる災害レッドゾーンの一つで、都道府県知事が指定します。この浸水被害防止区域に指定されると、自己住居用の住宅以外の開発行為は原則禁止となり、住宅や要配慮者施設の建築の際には事前の許可が必要となります。また、区域内から安全な区域への移転に関する各種支援制度が活用可能となります。

次に、図面紫線で示します貯留機能保全区域は、氾濫をできるだけ防ぐため、川沿いの保水・遊水機能を有する土地を確保し、流域における雨水貯留対策を強化する区域で、こちらも都道府県知事が指定します。この貯留機能保全区域に指定されると、その土地において貯留機能を阻害するような盛土等の行為を行う際には、届出を義務づけたり、固定資産税などの免税制度による所有者の負担軽減を行うことが可能となります。

これらの2つの区域は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定される区域で、特定都市河川に指定された河川において区域の指定が可能となります。

一方で、図面黄色線で示す洪水浸水想定区域は、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、特定都市河川の指定の有無にかかわらず、洪水予報河川や水位周知河川などの水害リスクが高い河川において、水防法に基づき指定がなされます。この洪水浸水想定区域のうち、洪水等の発生時に生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域が、災害イエローゾーンの一つとなります。

2つ目に、一団地の都市安全確保拠点施設の都市計画決定です。「一団地の都市安全確保拠点施設」とは、溢水や津波等の災害発生のおそれが著しい地域において災害が発生した場合に、居住者や来訪者または滞在者が避難して一定期間滞在できるようにすることにより、居住者等の安全を確保する拠点となる施設で、病院やスーパー等の特定公益的施設と、関連して必要となる道路や公園等の公共施設とで構成されます。都市施設として都市計画に位置づけ、一体の施設として計画的に整備することで、市街地の安全性の強化につながります。

3つ目に、地区計画による浸水対策の推進です。地区計画において、地区施設として避難路や避難施設、雨水貯留浸透施設を定めたり、居室の床面の高さの最低限度や敷地の地盤面の高さの最低限度を地区単位でルール化することが可能です。

このような事項を地区整備計画に定め整備することで、浸水対策につながります。

以上3点に関して、今回の区域マス改定では追記します。

各章各節の記載内容について御説明します。

まず、第4章第2節の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針についてです。流域治水の取組をより一層推進するため、4、その他都市施設の基本方針に、一団地の都市安全確保拠点施設の位置づけや整備方針について明記します。また、施設の配置方針についても同様に、一団地の都市安全確保拠点施設の位置づけ等について明記します。

次に、第4章第5節の防災都市づくりに関する方針についてです。基本方針に、減災対

策の具体的な都市計画関連制度の例について明記します。そして、豪雨・土砂災害に関する基本方針において、流域治水に関する取組の具体的な例として、特定都市河川の指定について追記します。同様に、第4章第5節の防災都市づくりに関する方針の2、防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針に、水災害時の避難・滞在の拠点施設の都市計画への位置づけや一体的な整備推進について明記します。

流域治水に関する改正についての説明は以上となります。

○事務局 計画担当の黒木です。私から、事前復興まちづくりに関して御説明させていただきます。

東日本大震災や能登半島地震など、これまでの大規模災害の状況を見ると、復興まちづくりのノウハウ不足や不十分な体制による復興業務の着手遅れ、被害に遭われて避難生活を送る住民との合意形成に時間を要し、復興が長期間にわたるという傾向がありました。事前復興まちづくりとは、被災後に早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、事前の備えをすることです。

市街地の復旧・復興は、被災した地域の様々な社会基盤となるため、主に市街地の復興を対象として事前の備えに取り組みます。取組の内容として、下の表にあるとおり、復興体制や手順の事前検討、土地や建物等の基礎データの事前整理などに取り組む事前復興まちづくり計画があります。

本県においても南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による甚大な被害が想定されており、復興への事前準備として、事前に被災後の復興まちづくりを計画する取組を促進するため、記載する内容を追加します。

事前復興まちづくりについては、1か所の改定を考えています。第4章第5節が該当します。また、巻末に国の事前復興まちづくりガイドラインを踏まえた考え方の追加を行います。

次に、改定1か所の記載内容について御説明します。

第4章第5節の防災都市づくりに関する方針について、基本方針に、事前復興まちづくり計画の検討を進めることについて明記します。

次に、マスタープランの巻末に追加する資料について御説明します。

これは、事前復興まちづくり計画の作成を促進するために追加する内容となります。背景としまして、本県においても、南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水等の甚大な被害が想定されます。これまでの大規模災害後の状況から、復興に相当の期間を要してい

る状況が見受けられるだけでなく、大災害によって、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等、被災前からある地域課題をさらに加速させると言われており、さらに、南海トラフ巨大地震の被害範囲は広範囲に及ぶと想定されているため、国からの十分な支援が期待できないなど、復興への取組環境が厳しくなるおそれもあります。

次に、背景の続きになりますが、宮崎県の特徴として、沿岸部に人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点をも有する工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っています。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけではなく、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するために、事前に被災後の復興まちづくりを計画する取組を促進していきます。

次に、事前復興まちづくり計画に記載する内容として、基本的な4項目を記載します。

1つ目の項目として、自治体ごとに想定される被害や規模は異なるため、地域特性に応じた被害想定やまちの課題を記載します。

2つ目の項目として、現在と将来の人口や都市構造を踏まえた上で、目指すべき復興まちづくりの目標、実施方針を記載します。

3つ目の項目として、定めた目標を実現するための課題を記載します。

4つ目の項目として、定めた課題を解決するために、事前に決めておくべき復興体制や手順、工程に関すること、実施しておくべき自治体職員の能力向上や、住民との合意形成、基礎データの準備を記載します。

県としては、今後起こり得る災害への事前の備えとなる市町の事前復興まちづくり計画への取組を促進するため、区域マスタープランにこれらの記載を追加します。

事前復興まちづくりについては以上となります。

そのほか、前回の専門委員会でもいただいた御意見について、現行区域マスをを用いてその方針等を御説明します。

いただきました御意見は、気候変動に伴う緑地の保全の在り方、事前復興まちづくりにおける産業の観点に関する方針についてです。該当箇所としましては、第4章第2節、第5節、巻末資料となります。

まず、第4章第2節の都市緑地法の改正に伴う方針の見直しについてです。「緑地公園の全てにおいて保全するという、ただ守るということだけを強調するのではなく、適材適所で気候変動に伴う緑地保全の正しい在り方について記載してほしい」との御意見をいただきました。

この御意見に対しては、主要な都市計画の決定方針に、公園や緑地の有する気候変動対策における効果や自然環境の保全等の観点を念頭に、公園や緑地の適切な在り方を総合的に検討していくことを明記し、反映させております。

次に、事前復興まちづくりにおける産業の観点についてです。「地域の支えになっている沿岸部の大きな産業について、被災後どのように担保していく考えなのか明記してほしい」という御意見に対しまして、2か所を改定・追加いたしました。

まず、第4章第5節の主要な都市計画の決定方針として、防災都市づくりに関する土地利用についての考え方を整理していくことを明記します。ここでいう土地利用の考え方とは、そもそも津波等の災害による被害想定がされるような土地に産業を置くのではなく、今後は、高台や災害リスクの低い土地を活用していく必要があるという考えを意味しております。また、巻末追加資料の事前復興まちづくりにおける産業の観点についても、地域経済の中核を担っている重要な産業・物流拠点有する工業集積地について、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害を軽減するため、事前に被災後の復興まちづくりを計画することの必要性について明記します。

以上が、今回の改定に関する施策の概要と改定素案になります。

○嶋本委員長 ありがとうございます。それでは、これまでの事務局からの説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。

○A委員 2点ほどお聞かせいただければと思います。

1点目は、資料1の29ページの「まちづくりに関する流域治水の取組事項」のところ、特定都市河川浸水被害対策法に基づく区域の指定というのがあると思いますが、区域マスタープランに具体的な区域のことが各地域では書いていなくて、それはこの法律に基づいて対応しますというような話になりますが、具体的な区域の名前は書かなくていいものなのか。そのあたりどういう考え方なのかを教えてくださいと思います。連携しながらやっているというけれども、区域の話をこの区域マスに書かなくていいのかということで、どんなふうに分けていくのかなという感じです。

2点目は、防災のことが出ている中で、道の駅の位置づけというものを入れたほうがいいのではないかということです。私は国土交通省道路局の道の駅の委員をしまして、道の駅と防災の役割については、この1年、2年くらい結構集中的に議論をしています。能登の震災のときに道の駅がどのような役割を果たしたのか。それ以前からも、災害が起こったときに道の駅というのは重要な役割を果たしていると。今回、防災道の駅も「都城

N i Q L L」に加えて「北川はゆま」が指定になったと。防災都市づくりという観点から見たときに、道の駅の役割。実は道の駅というのは法律に基づいて指定されているわけではないので、都市計画上の中でどう位置づけるのかは本省でも議論になったのですが、明確な部分がない中で、防災の拠点としての道の駅ということが重要視されているのであれば、都市計画上に位置づけるべきではないかと感じるのですが、そのあたりどう考えるのか教えていただければ。

○嶋本委員長 今、2点御質問がありましたが、いかがでしょうか。

○事務局 まず、1点目の流域治水で、今回、法律の改正等で、浸水被害防止区域や貯留機能保全区域という具体的な名称が出てきていますが、マスタープランでは、防災都市づくりに関しては、洪水だけではなく、洪水や津波、いろんな災害が想定される中での災害ハザードエリアという書き方をしてございます。今回、法律の改正で具体的に浸水被害防止区域とか出てきていますが、全てを書くのは、たくさん名称が出てきてしまうということもありまして、今の事務局案としましては、区域指定という言い方にとどめさせてもらっております。

それと、2つ目の道の駅は、防災道の駅の指定という動きが宮崎県内でもございます。少し細かい話になりますが、都市計画の中で、都市施設として道路や河川がありますが、道の駅は都市施設の中に入らないこともあって、今、道の駅自体をこの区域マスの中で書かせていただいているところはありませんが、能登の地震のときだったり、道の駅が果たす防災上の役割は非常に重要だと考えておりますので、こちらについては、事務局のほうで再度検討させていただけないかなと思っております。

以上です。

○嶋本委員長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

○B委員 道の駅についてですけれども、これは県ではなくて市町村のほうで指定して決めていくということになるので、区域マスで具体的な位置や場所的なものを指定してしまうのは、逆に市町村のほうの土地選定、道路の設定、それから土地利用の地目の変更まで含む対応を県が管理することになる可能性もあるので、もう少しふわっとした提案のほうが私はいいのではないかという気がします。

○A委員 それについて私からいいですか。道の駅に関して、防災に関しての指定というのは広域的視点が当然入ってきます。道の駅の制度自身は、申請するのは市町村が多いです。県でもできないことはないというか、設置者が誰かということになりますが、ほとん

ど市町村です。ただ、認定するのは国土交通省道路局長です。その中で、やはり広域的な観点というのが防災は入ってくるので、そこは市町村を縛るという考え方もあるかもしれませんが、防災はどうしても広域的な観点が必要であるし、それゆえに今回広域的な視点ということで都城N i Q L Lと北川はゆまが入っているという観点から、これは市町村を縛るという観点ではなくて、もう少し広域的な観点でどうかなというのが私の考えです。

B委員とちょっと意見が違いますけれども、そういう感じを私は持っているところです。

○B委員 私はN i Q L Lの選定に関わりましたが、そのときに周辺地域との調整がかなり大変でした。具体的な指定は法律であったほうがいいというのがありますが、上位計画としての県のほうの方針的なところで定めていただくという形での縛りのほうが私はいいなと思います。

○A委員 方針というと、それはどういう方針ですか。

○B委員 例えば県でこの地域に1か所欲しいとか、あるいは市町村ごとにそういったものをD I Dの近くに設けるとか、そういう大まかなもので。

○A委員 それは、道の駅の設置方針のそういう県の方針を出すという話ですか。

○B委員 県の方針というか、県としてはこういうふうを考える。今考えているのは、市町マスタープランの上位計画としての県の方針ですので、ここのところでどれだけ具体的にするのかということです。

○A委員 先ほど私が申し上げたのは、広域の観点が防災は必要なので、それは市町村単独の話というよりも、広域的な視点という形で入れるのが望ましいのではないかと。これは私の考えです。これは委員と多分違う考え方で。

○B委員 私はそこは賛成します。そこには県全体としての方針が必要だろうと。だから、その先のところをどこまで具体的にするのかということです。県がそこまで具体的にしまうと市町村のほうを縛ってしまうということになりかねない。

○A委員 そこはまさに防災は広域ですから、市町村を縛ってはいけないではなくて、防災は広域的観点であるからこそ区域マスに書き込まないとまずいのではないかとということです。広域的観点というものがなければ市町村を縛ることになりますが、防災自身は広域的観点というのが入るので、そのために県のほうで書いておかないといけないのではないかと。

○B委員 多分、その広域的観点に関する認識が委員と食い違っている。

○A委員 というのは、都城の場合は大きいからいいということですか。

○B委員 いいえ、広域的な観点で県が指定するというのが、市町村の具体的な場所を示すのか、それとも広域的な観点から区域指定の中でどこにというような話です。

○A委員 既に道の駅というのはある話なので、つくってある話でどこだという話なので、今からつくるという話ではなくて、あるところを指定しているので、そういった話が入ってくるのは当然ということで、新しいのをつくっているわけではないので。

○B委員 同じところでも拡張するだけでかなり大変な場合もあります。

○A委員 防災道の駅というのをつくるときに、広域的な観点というものがあって、今回、防災道の駅の指定をずっと議論してきましたけれども、広域的観点というのが道の駅ではなかったというところからスタートしているんです。それは、市町村が作りたいたからと。広域的観点から本当にそこに道の駅は必要なんですかというよりも、市町村の話だけで広域的視点がなかった。それをもっと広域的視点で道の駅を考えなければいけないという議論の中から防災道の駅の議論があるので、今回の都市計画、広域的な観点から道の駅を設置したほうがいいというところから来ているんです。そこは防災道の駅の考え方の説明で必要なのだと思います。

○B委員 ということは、委員がおっしゃることから考えると、既存の道の駅をどう整備していくかといったような方針という意味ですか。

○A委員 整備というか、防災道の駅の場合には間違いなく広域的視点が入っているので、それは確実にここに入れるべきではないかということと、各道の駅についても、実は国の考え方として、防災の拠点として、広域ではないけれども必要だよという形で様々な支援策を打っているわけです。ただ、このマスタープランについては、防災道の駅は確実に入れる必要があるということと、道の駅というのは防災の拠点になり得るし、都市施設の中に入っていないというけれども、それは入れなければいけないのではないかというのは、国の議論としてやっているんです。やはり位置づけたほうが確実にそこをどう使うかになるので、それはこういった都市計画の中に入れておくべきではないかということです。

○嶋本委員長 私、不勉強なので教えてほしいのですが、そもそも道の駅というのは、市町村が手を挙げたらできると、現状はそうなっているんですか。

○A委員 これはきちんと認定基準がありますので、国土交通省がしっかり調べて、それを満たしているかどうかと。基本的には市町村がかなり自由につくられるようになっています。

○嶋本委員長 言い出しっぺが市町村ということですね。

○A委員　そうです。つくり手はそうです。

○嶋本委員長　だから、広域的な観点がというのが。

○A委員　広域的な観点が今までなかった中で、防災という広域的視点で入れるというふうに防災道の駅の議論が出てきているんです。

○嶋本委員長　現状ある道の駅でどうするかという話もあるんですが、もしかしたら、ここは市町村は手を挙げないけれども、あったほうがいいのではないかという議論も。

○A委員　そういう話は実はしていたんです。逆に言えば、広域的観点で道の駅をつくっていないんです。市町村がつくりたいというからつくっているわけで。

○嶋本委員長　なので、県のものに入れたら広域的な視点で見られるのではないかと。

○A委員　そうです。防災道の駅はそれが入っているので、それで入れたほうがいいという話です。

○嶋本委員長　そういうことですね。よく分かりました。

○B委員　具体的に申しますと、道の駅というのは、大型のトラックが停まる駐車場とそこに付随する24時間使える便所、ここだけなんです。そのほかについているところは、市町村がそれをつくるに当たって附帯施設をつくりますよということでやっているんです。だからよく見ていただくと分かりますが、便所と食品を扱ったり販売しているところは建物の構造が分かれています。というか、分けないといけないんです。道の駅をつくるときに、基準を満たしていること、それから、もともとは長距離流通のトラックの休憩場所をつくりましょうということもあったので、それから始まっているわけです。それで、つくるときに国土交通省から補助金がつくといった形でつくられています。そこに市町村やJ A、あるいはそのほかの施設が相乗りする形で観光拠点化するというような方向性が出てきます。それに今回新しく防災拠点としての役割。これ自体は結構前から話としては出ていて、実際につくられているものです。

○C委員　商業施設は、民間に貸している形になっているわけですか。例えば土産物を買ったり食事をしたりするスペースは。

○B委員　まず、地方自治体は直接経営していないはずで、第三セクターか何かの方向になっていて、そこが貸す。そのあたりで一番今目立っているのが「道の駅きたごう」で、あそこはまさに第三セクターというか他のところで営業しています。だから、例えばN i Q L Lなんかは出ませんけれども、道の駅きたごうさんはラジオCMにばんばん投資しています。

○嶋本委員長 道の駅をどうするかは、事務局で検討ということによろしいですか。

○事務局 新旧対照表が皆さんのお手元にもあると思いますが、例えば中部圏域の 36 ページ、このあたりが防災都市づくりに関する記述をしているところです。36 ページの真ん中ほど、防災拠点等というところで、具体的な名称は書いていませんが、インターチェンジ、宮崎港、宮崎空港と並列で、道の駅や運動公園、こういったところが例えば自衛隊の基地になり得るとか、そういった視点で、個別の名称はありませんが、こういう記載をさせていただいているところに今とどまっているのかなというところです。

あと、道の駅、防災道の駅をマスタープランにどう位置づけるかというところはありませんが、例えば、都市計画区域外の道の駅もあるということが一点と、地域防災計画との連携を図らなければいけないということもあろうかと思います。今、即答ができなくて申し訳ないんですけども、そういったところと、あと、都市計画運用指針の中では、防災都市施設というのを都市計画決定できるというものもあります。宮崎県としてそれをどこまでこのマスタープランに書いていくかというところを、事務局のほうで再度検討させていただかないかなというふうに、今日の時点では申し上げておきます。

○嶋本委員長 検討いただくということによろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

私から 2 点ほどよろしいですか。

まず 1 点目は、30 枚目のスライドの一团地の都市安全確保拠点施設ですが、絵を見るとすごく高い立派なものがあります。これは何メートルぐらいのものがあれば大体満たすというのはあるんですか。

○事務局 こちら、宮崎県内にないので、全国的にどうなのかというのを調べさせていただいたんですけども、基準は特になようです。

○嶋本委員長 新しくつくっているという感じですか。それとも、例えば今あるスーパーや病院などをお願いして指定していく形になるのか、どちらかなと思ったのですが。

○事務局 例えば宮崎だったら、駅前商業施設が該当するのか分かりませんが、駅のそばで結節点のそばというとは駅前商業施設とか、橋通りの公共施設とか、あとは新しくつくるのであれば、都市部の市街地再開発事業などと併せて周りの道路も整備してというのがあのかなと思っております。

○嶋本委員長 都市部は何となくそういうのが見えてくるんですが、少し離れた例えば大淀川沿いだとあまりなさそうなので、そういうものをつくる形になるということですか。

○事務局 今のところ、具体的な計画とかは聞いていませんが、今、災害は激甚化していますので、そういう動きがあったときに、都市計画サイドとしても対応できるような記述をさせていただきたいということで、今回この項目を追加しているところです。

○嶋本委員長 分かりました。本気に考えるとすると、周辺の人口から見たらどのくらい要するというのを厳密には考えていかなければいけないのかなと思いましたが、そのあたりも今後検討していくということですか。

○事務局 はい。

○嶋本委員長 分かりました。

もう一点ですが、最近、私、火山の避難計画をやっているもので火山が気になっていまして、事前復興まちづくり計画で、これは全圏域共通で文章を追加されていますが、せっかく圏域ごとにつくっているのです、西諸県圏域に火山のことを入れてもいいのではないかと思います、いかがですか。そもそも入っているんですか。

○事務局 巻末のほうに細かく書かせていただいています、例えば 38 枚目のスライドを読むと、今のところ、東日本大震災や能登半島地震、宮崎県でいうと南海トラフ巨大地震や河川の氾濫という事例を挙げさせていただいております。委員長がおっしゃるとおり、山のほうというか、西側に関しては、新燃岳も今も噴火していますけれども、そういった事象も、市町村によっては地震じゃなくてこちらのほうが大災害だということもあると思いますので、ここの記載についてはこちらでまた検討させていただきたいと思います。

○嶋本委員長 お願いします。

そのほか、御質問、御意見等いかがでしょうか。よろしいですか。

では、取りあえず先に進めて、もし質問があったら、後半と併せて質問していただくという形で、後半のほうに進めていきたいと思います。後半部分について事務局より説明をお願いします。

○事務局 最後に、区域区分の設定方針について説明いたします。

初めに、区域区分について改めて御説明いたします。

区域区分は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度です。その目的は、無秩序な市街地拡大の防止、計画的な市街地拡大による効率的な公共投資の実現です。スライドには、一般的な都市のイメージ図を示しておりますが、赤線が市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分線となっていて、線の内側が市街化区域、線の外側が市街化調整区域となります。市街化区域は、現時点で市街化している区域のほか、10 年以内に優

先的かつ計画的に市街化を図る区域で、生活に必要な施設を整備するための開発エリアを指定しています。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域で、原則、開発行為を禁止し、開発行為を許可制とすることで乱開発を防ぐとともに、農地や郊外部の緑地等、自然環境の保全を優先的に行う区域です。宮崎県で適用しているのは、宮崎広域と日向延岡の2都市計画区域になります。

参考に、区域区分を適用しない都市計画区域について御説明します。

一番外側の黒線が都市計画区域境界としたとき、区域区分を適用した場合に、市街化区域としていた箇所は、用途地域といい、赤線で囲まれた部分で、市街化区域と同様な扱いになります。一方、市街化調整区域としていた箇所は、用途地域外となります。市街化調整区域とは異なり、原則、開発行為は禁止されません。

区域区分の有無の判断については、まず、3つの項目について検証します。

1番目に、市街化区域、用途地域内のいわゆる市街地で、一定水準以上の人口密度があるか検証します。一定水準以上の人口密度とは、国の示す都市計画運用指針にて、土地利用密度の低い地域においても、1ヘクタール当たり60人以上を基本とすることが望ましいとされていることを考慮し、1ヘクタール当たり60人以上を評価基準としております。1ヘクタール当たり60人以上の人口密度である場合、市街地が郊外側へ広がろうとする動きがあると考えられます。

2番目に、将来の推計人口を適切に市街地の中に収容できるか検証します。将来の市街地の人口を推計した人数が、将来の市街地の中に、現在の都市の状況から人口が収まり切らない場合は、市街地拡散の可能性があると考えられます。

3番目に、将来の土地需要を検討します。基準年から目標年にかけて、世帯数が増加するか、もしくは将来の商業においては商品販売額、工業においては製造品出荷額が現行に比べ増加するか否か、増加する場合は、開発圧力が高く、市街地拡散の可能性があると考えられます。

この3項目に該当する都市は、市街地が広がろうとする状況にあると見込まれ、拡大させる市街地の規模を計画的に調整する必要があることから、区域区分を適用することを検討します。

また、先ほど説明した3項目のほか、人口集中地区（D I D地区）の有無、市街地での建築活動の動向、市街地外の農地転用の動向により、市街地の規模の状況、市街地・郊外部での開発動向を検証し、これらの結果を区域区分の判断材料とします。

それでは、都市計画区域ごとの区域区分の有無の判断について御説明します。

まず、宮崎広域都市計画区域です。宮崎広域都市計画区域は、現行市街地において、人口密度が1ヘクタール当たり60人を超えています。また、目標年である令和12年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まりますが、世帯数や商品販売額、製造品出荷額の推移から、市街地拡大に対する一定の圧力があると判断されます。このため、一定の市街地拡大圧力を有していると判断されるため、引き続き区域区分を適用することとします。

次に、日向延岡新産業都市計画区域です。日向延岡新産業都市計画区域においても、人口密度が1ヘクタール当たり60人を超えています。また、目標年である令和12年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まりますが、世帯数や製造品出荷額の推移から、市街地拡大に対する一定の圧力があると判断されます。このため、一定の市街地拡大圧力を有していると判断されるため、宮崎広域都市計画区域と同様に、引き続き区域区分を適用することとします。

最後に、宮崎広域、日向延岡新産業以外の都市計画区域についてです。人口密度が1ヘクタール当たり60人を下回り、市街地拡大圧力は低いと判断されます。また、市街地における人口集中地区の有無、建築活動の動向、市街地外における農地転用の動向、市街地拡大の抑制や良好な市街地形成のための各種制度等による土地利用規制を図ることを踏まえ、市街化区域を設定し得る規模、密度ではないと判断されます。このため、宮崎広域、日向延岡新産業以外の都市計画区域において、区域区分を適用しないこととします。

これまで御説明したとおり、宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域については、引き続き区域区分を維持することとします。また、その他の都市計画区域についても、引き続き区域区分を設定しない方針とします。この方針については、現在、国土交通省や農林水産省との協議を並行して行っているところです。

以上が、今回の都市計画審議会専門委員会における改定素案についての事務局からの説明となります。

○嶋本委員長 ありがとうございました。それでは、事務局からの説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。現状から区域区分の適用については変更しないということかと思いますが、よろしいですか。

では、全体を通して御質問や御意見はございませんでしょうか。もしあればと思いますが、いかがでしょうか。

OD委員 先ほどの道の駅の話ですが、宮崎県内にある道の駅で、防災機能を備えた道の駅というものはあるのでしょうか。

OA委員 全部、防災機能と位置づけていろいろお金もついているんです。しっかりとしたものがあるのがN i Q L Lで、備蓄のいろんなものが入っています。各道の駅が防災というものを意識しながら、例えば発電機があるだとか、そういうことをやっています。

ただ、今、課題なのは、災害が起こったときに、道の駅が様々な食品とか供給したときのお金をどうするかというのがあって、大分県の場合には、道の駅と協定を結んでいて、そういった災害で提供した場合の費用は県が見るとなっています。今、道の駅が各市町村の防災計画にどう位置づけられているかという中で、実は外れているところも結構あるんです。そのあたりをどう考えていくかというのは国のほうでもいろいろ議論をしていて、その中で、道の駅、特に防災という広域的な観点でまず県に1つ、次に2か所という形で拡大していく。そこに広域的な拠点としての位置づけをしているというところなんです。

OD委員 伊勢に旅行に行ったときに、信楽のそばの山の中に高速道路ができて道の駅がありましたが、そこの道の駅に、ここは防災機能を備えています、停電になってもトイレが使えます、調理施設も使える予定ですという、大きい看板がありました。私としては初めて見たんです。だから、宮崎県にもそういう機能があるならそれを広報していくことが必要かなと。こういうプランは一般の人はなかなか目にするのがないので、こういうことをやっていますよとか、できますよという広報を見える化していくのはいいなと。それを見て、一般観光客ですけれども、こんなことをやっているんだと思ったので、ぜひそれをお願いしたいです。

OB委員 防災拠点になっているところはそういった看板を出すのが決まりになっています。だから、備蓄があるとかそういうのは全部看板で示されています。逆に、以前広域避難施設になっていたところがハザードマップの見直しで外れたところもあります。そういうところは元あった看板を外しています。ただ、備蓄はそのまま引き続きやっていますので、その経費とかは。要するに、看板がないと、災害が起こったときにどこに行っていいいかわからないということで、主要な国道からそういったところへのアクセスが出ています。また、道の駅というのが、主要な国道の沿線上に設置されるという制度上の特徴があるので、そういうものも含めて今推進されている状況です。

OD委員 もっと分かりやすいところに設置していただきたい。

OB委員 だから、見えないのは、多分ないです。

○D委員 ないですか。分かりました。

○B委員 基準を満たすものがないということです。

○嶋本委員長 もしかしたら近過ぎてあまり見えていないところもあるかもしれません。

○A委員 今、防災道の駅にマークをつけようという話は国でしています。そういう議論をしています。ほかの道の駅のランクとは違うという。道の駅のマークがありますが、あれにもう一つ防災みたいなのをつけたらいいんじゃないかとか、そういう形で見える形にしてという、それは議論しているところなので、本当は各県ごとに特徴ある出し方をしてもいいと思うんです。それはそれぞれの自治体の判断になるので、そこは県民からどんどん声を上げて対応していくというふうになってもいいのではないかと思います。

○嶋本委員長 ありがとうございます。事務局から何か追加の説明とか。

○事務局 先ほど火山災害の話が嶋本委員長からあったと思いますが、新旧対照表の西諸県圏域を開いていただけるとありがたいのですが、8ページ、9ページになります。今、どういう災害の事象を捉えて対策をしていくかというところを圏域ごとに書かせていただいている中で、8ページの一番上、西諸県圏域に関しては、霧島山系による火山災害などに対して軽減するための都市づくりが求められるとか、これは中部圏域では書かれていない事項になります。あと、9ページ、基本方向2の丸ポツの最後の5個目、ここにも圏域ごとの災害事象を書かせていただいています。西諸県圏域に関しては、地震、浸水、土砂災害と火山災害ということで、圏域ごとに想定する災害はやはり異なりますので、今の時点でこういう書き方をさせていただいている。プラスアルファで、今度、事前復興まちづくりに関して記載を充実させている中で、火山という言葉が出てきていませんで、そこに関しては修正を加えたいと考えております。

○嶋本委員長 ありがとうございます。お願いします。

そのほか、全体を通して皆様から意見等はございますか。

○B委員 事前復興まちづくりで産業の復興を考えるということになったときに、前回の新燃岳の噴火のときに、えびの辺りでは水質の汚染が発生して農業の基盤にかなり大きな影響が出ていました。今言われている感じからすると、沿岸とか工業をメインとした産業が考えられていますが、1次産業あたりの復興に関することと同じように考えられているということでしょうか。

○事務局 1次産業は、どちらかというと、都市計画区域というよりは、その後ろにある山間部だったり、範疇が農政サイドの中山間地域の計画だったり、そういったところのほ

うが重きを置いて考えるというところがあるのかなと思っております。どうしても都市計画マスタープランといいますと、市街化区域とかそちらのほうを中心に考えていく中で、人口が集中している市街化区域は、人がいっぱい住んでいる。人が住んでいるということは、その人たちが働く工業地帯がある。今、人口が減っていく中で、産業がどこかに行ってしまったら多分住んでいる人はどんどん減っていくという危機感があって、今、工業だとかそういう集積地をどうしていくかというところを考えなければいけない時期に来ているのではないかというところで書かせていただいた。まずはそういうところがあります。

1次産業までどうするかというところまで今踏み込んで書いていないのが実情です。

○B委員 そうしますと、現状では、例えば市街化調整区域や都市計画区域の中で、1次産業、2次産業を踏まえた第6次産業といったような考え方が都市開発の中で言われていますが、将来にはそういったところまで見せることもあり得るということでしょうか。

○事務局 そういう可能性があると考えております。

○B委員 分かりました。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見はございませんでしょうか。事務局も特によろしいですか。

では、なければ、本日、主に道の駅についていろいろ御意見をいただいたと思いますけれども、本日いただいた意見につきましては、事務局のほうで検討をお願いします。検討結果につきましては、委員長として私のほうで確認させていただいた上で、来月の都市計画審議会にて報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○嶋本委員長 それでは、以上で本日の議事は終了したいと思います。進行を事務局にお返しします。

○事務局 嶋本委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、大変貴重な御意見をありがとうございました。

都市計画区域マスタープランの改定素案につきましては、本日いただいた御意見に基づき再度検討を行い、嶋本委員長からの了解をいただいた上で、宮崎県都市計画審議会へ報告することといたします。

最後に、次回の専門委員会についてですが、都市計画区域マスタープランの改定につきまして、事務局で作成した改定原案について御意見をいただきたく存じます。11月頃の開催を予定しておりますので、日程が近づきましたら、日程調整のメールを送付させていただきます。

できます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第5回宮崎県都市計画審議会専門委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時15分閉会